



「武蔵野市第六期長期計画」策定のため、
皆さんの **ご意見** をお寄せください

これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による計画策定に取り組み、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきました。この間、都市基盤や福祉、教育など各分野で、行政だけでなく幅広い市民の参加・協働の取り組みにより、市民生活全般の水準は着実に高まってきました。

第六期長期計画も、今までの策定方式を継承し、多くの個別計画との整合を取りながら、多様で広範な市民参加によって策定を進めていきます。

課題・ニーズの把握
(平成30[2018]年5月～8月)

多くの皆さんから意見をいただくため、各種ワークショップ、会議での話し合いやアンケート調査などを行い、課題・論点をまとめていきました。

- 意見交換**
- 中高生向けワークショップ
 - 無作為抽出市民ワークショップⅠ
 - 長期計画市民会議 など

討議要綱
(平成31[2019]年2月)

課題・論点がまとめられた「討議要綱」を基に、計画案を作成するため、広く意見を求めました。

- 意見交換**
- 市議会との意見交換
 - 無作為抽出市民ワークショップⅡ
 - 各種意見交換 など

計画案
(令和元[2019]年6月)

「計画案」を基に、改めて長期計画に記載すべき内容を考えるため、広く意見を伺います。

- 意見交換**
- 市議会全員協議会
 - 地域ワークショップ
 - 意見交換会 など

市長案の市議会への上程
(令和元[2019]年9月)

第六期長期計画公表
(令和2[2020]年3月)

策定委員会

答申

市長

皆さんのご意見を

お聞かせください

長期計画策定にあたり、計画案について三駅圏ごとに市民意見交換会を開催します。皆さんのご意見をぜひお聞かせください/☎当日、直接会場へ。

圏域別市民意見交換会

(策定委員会と市民の皆さんとの意見交換会)

武蔵境地区	6月22日(土)	午後1時30分～3時30分	市民会館集会室
吉祥寺地区	6月28日(金)	午後7時～9時	商工会館市民会議室
中央地区	6月30日(日)	午前10時～正午	芸能劇場小ホール

意見交換会への参加方法、計画案全文の閲覧、パブリックコメントの提出方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。
計画案の冊子は、市役所案内・企画調整課・市政資料コーナー、各市政センター・図書館・コミセン、市民会館で配布しています。



ご意見の提出方法

氏名、住所、電話番号を記入の上、ハガキ、封書、Eメール、ファクスまたは持参でお寄せください。

締め切り 7月5日(金)まで

提出先

〒180-8777 緑町2-2-28
武蔵野市役所企画調整課付
武蔵野市第六期長期計画策定委員会

sec-kikaku@city.
musashino.lg.jp

FAX51-5638



地域ワークショップ

6月23日(日) 午後1時～5時 市役所811会議室

市の施策・事業に参画している団体代表者宛に案内通知を送付し、5月下旬に申し込みの結果通知を発送しました/傍聴:10名程度(先着順)/☎当日、直接会場へ。

無作為抽出市民ワークショップⅡ報告書ができました:企画調整課で配布、市ホームページに掲載。

市議会全員協議会

計画案に対する市議会議員と策定委員会との意見交換として、7月2日(火)に市議会主催の全員協議会の開催を予定しています。詳細はお問い合わせください/☎議会議事事務局☎60-1883

この特集に関するお問い合わせは、企画調整課☎60-1801へ

2頁より、計画案(抜粋)の内容を掲載しています

■ 目指すべき姿

■ 基本目標・基本課題

「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」を10年後の目指すべき姿とし、これまでのまちづくりの成果を継承し、発展させつつ、市民とともに武蔵野市の新しい時代を築いていく。

目指すべき姿の実現に向けて、以下のとおり、まちづくりの基本目標および基本課題を示す。

基本目標

- 1 多様性を認め合う 支え合いのまちづくり
- 2 未来ある子どもたちが 希望を持ち 健やかに暮らせるまちづくり
- 3 地域の絆を育む 市民自治のまちづくり
- 4 このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられる まちづくり
- 5 限りある資源を活かした 持続可能なまちづくり

基本課題

【基本課題A】

少子高齢社会への挑戦

今後さらに少子高齢社会が進展していく。本市が持続可能なまちであるために、子どもが安心して成長できる環境のさらなる充実や、市民の健康長寿を延ばす取り組みなどを進める。また、市民が生活していくうえでの課題が多様化する中、課題解決のためには様々な知見や人材の関わりが重要であること

から、新たな担い手の発掘と育成を促進し、地域におけるまちぐるみの支え合いの取り組みを進めていく必要がある。

【基本課題B】

まちの活力の向上・魅力の発信

本市においては、ここ数年で人口増が続いており、全国の状況とは異なる現象が見られる。その要因を探り、今後も選ばれるまちでいられるよう、これまでに培ってきた市の魅力を守り発信していくとともに、新たな魅力の創出を図り、まちの活力を向上させていく必要がある。

【基本課題C】

安全・安心を高める環境整備

近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生している。巧妙化する犯罪等に対する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や防犯力の向上が求められている。あわせて、様々な分野において「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、セーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。

【基本課題D】

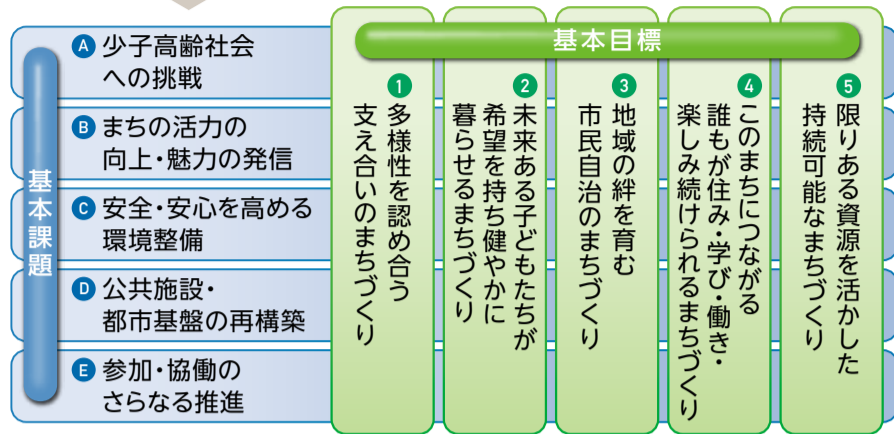
公共施設・都市基盤の再構築

住民サービスの基盤であり、さらにはまちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公共施設や都市基盤が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財源を確保するために、行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、適正な規模や水準に

目指すべき姿

誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち

～未来に挑戦！武蔵野市～



ついて考えていく必要がある。

【基本課題E】

参加・協働のさらなる推進

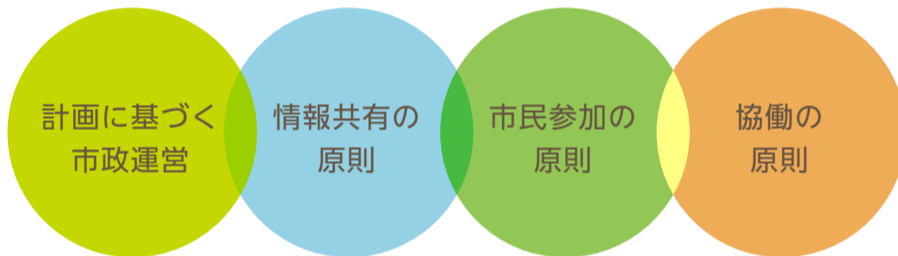
地域における公共的な課題は多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々な立場の人々が課

題や目的を共有し、知恵を出し合い役割を分かち合って取り組んでいく必要がある。様々な主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく必要がある。

基本的な考え方

長期計画は10年間を計画期間とするものだが、これまで長い年月をかけて積み上げてきた市民自治の伝統を、本計画においても継承していくことを市民とともに確認し、これをさらに発

展させていくための4つの原則を掲げ、本計画における基本的な考え方とする。なお、この原則は、現在制定に向けて検討を進めている自治基本条例(仮称)の骨子の中で掲げている、武蔵野市における自治の基本原則を基にしている。



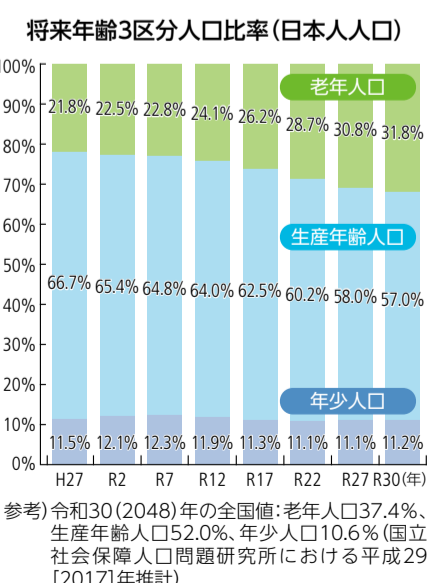
■ 市政を取り巻く状況について

人口推計

総人口は直近5年間で約6000人増加しており、現在約14万7000人となっている。平成30(2018)年に本市で実施した人口推計では、5年後の令和5(2023)年には15万人を突破し、令和30(2048)年には約16万2000人になると推計している。そのうち、日本人人口は、現在の約14万3000人から、令和30(2048)年には約15万7000人になると推計している。

- ◆ そのほか、令和30(2048)年には、次のような状況になると推計している。
 - ◆ 日本人人口の内訳を年齢3区分人口で見ると、老年人口は増加傾向が続く。
 - ◆ 年少人口は、増減があるものの、ほぼ横ばいとなる。
 - ◆ 生産年齢人口は、期間全体を通じて減少傾向となる。
 - ◆ 単独世帯の数は増加するものの比率は横ばいで推移する。
 - ◆ 高齢者単独世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数は、継続して増加を続ける。
- 今回の人口推計では、全国的には人口減少が始まっている中で、本市にお

いては直近5年間の人口増を反映して今後30年間は人口が減らないという予測が出ている。本市においては若年層の世代が多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、このことが人口増につながっていると考えられる。この傾向が今後も維持されることで、老年人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国と比較して高い状況を維持できるということが今回の人口推計から示唆される。

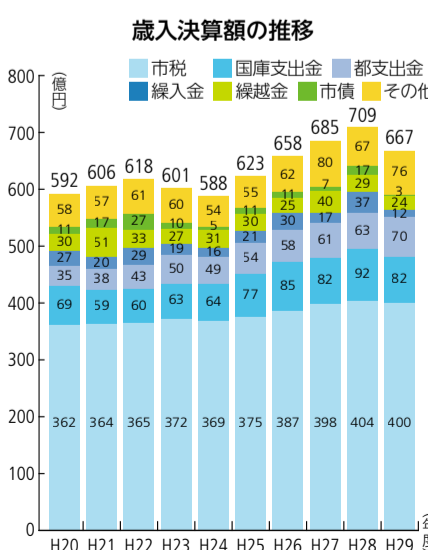


財政計画の概要

1 財政の現状と課題

本市は、市民の担税力に支えられ、健全な財政を維持しており、財政力指数は平成30(2018)年度で1.52と、全国の市の中でもトップクラスに位置している。直近5年間の当初予算の規模は600億円台で、歳入は、市税が全体の約6割を占めている。歳出は、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)が全体の4割強を占め、扶助費の伸びが著しい。また委託費等の物件費も他市と比べて高い割合を占めており、今後も堅実な財政運営を続けることが必要である。

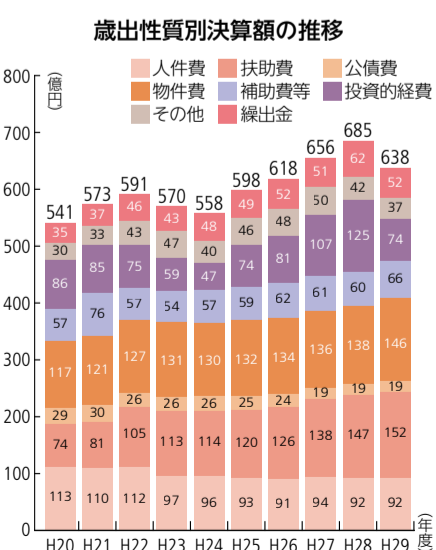
一般会計における平成29(2017)年



度末の基金残高は415億円、借入金は159億円である。

2 財政見通し

歳入は、税制改正による法人市民税の減額やふるさと納税制度の利用拡大による減収はあるものの、人口増に伴う個人市民税や固定資産税の増額が見込まれ、市税全体では微増で推移することを見込んでいる。なお、ふるさと納税による減収額は平成30(2018)年度で約5億円と看過できない状況である。歳出は、福祉施策に要する経費の増加が見込まれるほか、学校施設をはじめ老朽化した公共施設が順次更新の時期を迎え、建て替えに多額の費用が必要になると想定される。



重点施策

1 武蔵野市ならではの 地域共生社会の推進

すべての市民が、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行って行く。このことによって、すべての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。

2 子どもと子育て家庭を切れ目なく 支援する体制の確立

すべての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるよう、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子どもと子育てを応援するまちの実現を図る。様々な段階での相談支援体制として、関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立し、地域社会全体で子どもと子育てを応援する施策を充実させ、子どもの「生きる力」を育むための多様な

施策を推進していく。

3 いつでも安全・安心を実感できる まちづくりの推進

発生が予想される首都直下地震等に対応するため、多様な主体と連携して災害への備えを拡充し、来街者等も含めた市民すべての生命を守る取り組みを強化するとともに、建築物の耐震性の向上等により都市の防災機能を高める。刑法犯認知件数は減少している一方、特殊詐欺等の被害は依然として多いため、被害を未然に防止し、市民の安心感を高めていく。

4 豊かな文化の発展と 活力をもたらす産業の振興

本市では、豊かで多様な市民文化を土台に、「武蔵野市」を特徴づける都市文化が形成されてきた。働き方や価値観の多様化が進む時代において、新たなライフスタイルを提供できるよう、さらなるまちの魅力を生み出し、発展させていくため、文化振興基本方針に基づく施策を展開し、豊かな暮らしを支える産業を振興していく。

5 三駅周辺の 新たな魅力と価値の創造

市内三駅周辺には、培ってきた文化や緑の空間を含む良好な都市景観等があり、魅力的なまちが形成されている。今後も、各駅周辺で積み重ねてきた風土や文化、活動を大切にしつつ、市民や市民活動団体、事業者等の様々な主体によるまちづくり活動の始動を支援し、地域特性を活かしたまちづくりを進める。また、市民による自発的・自立的なエリアマネジメント活動の展開を支援し、公共空間の社会的で文化的な価値を創出していく。

6 武蔵野が誇る緑を基軸とした 環境都市の構築

緑は本市の良好な住環境を形成する重要な役割を担っているため、本市の実情を踏まえながら、これからも日々の暮らしの中で緑を楽しむことができるまちづくりを推進していく。また、地球環境は有限であり、人間の活動が地球温暖化をもたらしているという課題を認識したうえで、環境に配慮した行動を実施する必要性がより一層高まっている。クリーンセンター及び環境啓発施設エコプラザ(仮称)を中心とし、環境の大切さ、日常生活と環境問題と

のつながりを発信することで、市民一人ひとりの行動を促し、人と自然が調和する環境都市を構築していく。

7 時代の変化に応じた 市民自治のさらなる発展

これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史を将来にわたり継続・発展させていくため、市政運営のルールを自治基本条例(仮称)として明記し、定着させていく。市と市民の「情報共有」により「市民参加」が進み、「協働」につながっていくという循環の仕組みを構築し、これまで大切にしてきた市民自治の理念を継続しつつ、時代に合った新たな手法を常に検討し、さらなる自治の推進を図る。

8 未来につなぐ公共施設等の再構築

公共施設及び都市基盤施設の老朽化に対して、限りある財源の中で、各施設の質や総量の適正化を総合的に検討し、計画的に維持・更新を進めていく必要がある。必要な公共サービスを維持・向上させ、まちの魅力や文化の醸成を図り、新たな価値を創造していくため、多様な価値観を認め合える幅広い合意形成を図りながら、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の計画的な更新と再構築を進めていく。

施策の体系

健康・福祉



一人ひとりの命を守り、誰もがいきいきと安心して住み続けられる「支え合いのまち」を築いていくことを目的とする。そのために、介護や医療、看取りのニーズがピークを迎える令和22(2040)年を展望して、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり(武蔵野市版地域包括ケアシステム)」を市民と行政が一体となって推進していく。

基本施策 1

まちぐるみの支え合いを実現するための取り組み

1 「健康長寿のまち武蔵野」の推進

誰もが、より長く元気に暮らすことができる社会を目指して、一人ひとりが予防的な視点を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことを積極的に支援することで、健康寿命の延伸を図る。予防の観点から健康診査や保健指導、がん検診な

どを推進し、疾病の早期発見・早期治療に努める。高齢者は、虚弱状態(フレイル)を経て徐々に要介護状態となる傾向があることから、フレイル予防や改善に取り組む。あわせて、高齢者が生きがいを持って充実した日々を送れるよう、(公社)武蔵野市シルバー人材センターなどを通じた就労機会の拡大や、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図るための主体的な活動を支援する。

「食」に関するセルフマネジメントとライフステージの特性に応じたアプ

ローチによる食育の推進について総合的に取り組む体制を強化する。さらに、高齢者の口腔機能の維持・向上のための支援を行う。

国は介護保険法を改正し、都道府県・市町村の地域マネジメントを指標化し、その評価に応じた保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)制度を新設した。これまで様々な取り組みを進めてきた本市においては、全国トップクラスの評価を受けるに至ったが、引き続き介護保険制度の適切な運営を行い、保険者として高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みをさらに推進する。

2 武蔵野市ならではの 互助・共助の取り組み

互助・共助が地域の暮らしを支える。市民が主体的に進める介護予防や支え合いの取り組みについて、多様な形をとりつつ、相互に連携し合いながら充実していくよう支援する。また、社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう、支え合いと活躍の場を広げていく。

テンミリオンハウスやレモンキャブといった長い間培ってきた取り組みをさらに推進するとともに、いきいきサロンやシニア支え合いポイント制度など新たな施策の展開によって、武蔵野市ならではの地域で支え合うしくみを拡充する。

シニア支え合いポイント制度については、担い手の裾野を広げるため、対象とする施設や地域でのボランティア活動を増やしていく。対象年齢の拡大については、介護保険を財源にしていることなどから現状の65歳以上を前提としつつ、市民の多様な意見を踏まえ、活動参加者の拡充を図る方法等を検討する。

一方で、地域住民による自主的な活動をするための場所の確保や、運営を

担う人材の発掘・育成、取り組みの周知といった課題への対応を図っていく。

3 地域共生社会の 実現に向けた取り組み

国では、今後目指すべきイメージとして、地域のすべての関係者が我が事として参画し、生活課題に丸ごと対応できる社会を提示し、地域共生社会の実現を目標とした。この考え方は、武蔵野市第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の基本理念と共通点が見られるものであり、すでに各個別計画において武蔵野市における地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めてきたところである。また、国が進めようとしている地域包括ケアシステムについても、平成12(2000)年に制定した「武蔵野市高齢者福祉総合条例」の理念と合致するものである。

そこで、高齢者、障害者、子ども等といった区別なく、誰もがその人の状況に合った支援が受けられるという全世代・全対象型の包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進める。

心のバリアフリーの啓発に引き続き取り組み、関係機関との連携を図りながら、障害者差別の解消への取り組みを拡充していく。また、障害のある人も認知症のある人も暮らしやすいまちにするため、市民の関心と理解を深め、誰にもやさしいまちづくりを推進する。

基本施策 2

生命と健康を守る 地域医療充実への取り組みと 連携の強化

1 市民の生命と健康を守る

病院機能の維持・充実

市内における地域包括ケアシステムを医療から支える仕組みとして、市内の医療機関が急性期・回復期・慢性期や

在宅診療などの役割分担を踏まえて連携する体制の維持、整備に努める。吉祥寺地区の病床数が減少している状況を踏まえ、同地区の病床確保に向けた取り組みを進める。また、高度急性期病院や災害拠点病院としての機能を有する武蔵野赤十字病院と新たに締結した「新病棟建設等に伴う市民病院的役割の充実に関する協定」に基づく財政支援により、高度・最新医療提供体制の確立を図るなど、今後も市民が安心して暮らせる医療環境を充実させていく。

ますます重要となる地域包括ケア病棟の充実をはじめ、救急医療や休日診療、かかりつけ医制度など市民が安心して暮らせる医療体制について、五師会をはじめ各医療機関の協力を得ながら、医療ネットワークの充実を図っていく。

また、医療・介護分野は、ビッグデータの利活用や医療情報のネットワーク化による情報通信技術(ICT)、ロボット、人工知能(AI)、ゲノム解析等の技術革新による成長余力が高い分野であることから、新技術を活用した様々な取り組みについて注視していく。

2 在宅療養生活を支える

医療・介護の連携

多くの市民が自宅など住み慣れた環境での療養を望んでおり、高齢になっても病気になることも、自分らしい生活を送ることができるよう支援する在宅医療・介護の連携を推進する。

「脳卒中地域連携パス」や「もの忘れ相談シート」、「武蔵野市介護情報提供書」等の既存の情報共有と連携の仕組みを活用し、多職種による支援体制の強化を図る。高齢・介護分野の「在宅医療・介護連携推進事業」による課題解決の取り組みを、医療との連携が不可欠な障害児(者)や精神障害者への支援体制の構築も視野に入れ、保健・医療・介護・福祉関係者の連携を強化する。

3 健康危機管理対策の推進

国は、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命・健康の安全を脅かす事態に対し、必要な体制を整備して健康危機管理に取り組んでいる。市は、市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させないために、地域における医療関係機関等との緊密な連携を図っていく。また、国内外からの訪問者が多いことにも留意した上で、健康危機への予防対策、感染症拡大防止対策、予防接種による疾病予防を推進する。

基本施策 3

安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

1 オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化

市民の福祉に対するニーズは、多様化、複雑化しており、また、いわゆる「8050問題」など、それらが複合的に発生することがあるため、制度ごとのサービス提供では対応の難しい場合が増えている。相談者本人・家族支援の視点に立ち、このような複合的な課題を解決するため、最初に相談を受けた機関が様々な関係機関と連携し、適切な支援につな

げる。保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携を推進し、分野横断的な対応の仕組みづくりにより、全世代に対応した重層的な相談支援のネットワークを強化していく。

ひとり暮らし高齢者がさらに増えていくことが予測される中、老後だけではなく自身の死後に関して不安を抱える人が増えている。市民が自己決定できるうちに自らの未来について考える機会を得るとともに、介護や医療、人生最期の過ごし方について本人の意思決定を支えるエンディング(終活)支援事業を進める。

子育てと介護を同時に行うダブルケア等への支援や介護離職防止のための取り組みを検討する。また、引きこもり当事者や家族を支援するため、引きこもりサポート事業の充実を図るとともに、これまで対象外であった40歳以上の人への支援についても検討する。

母子保健分野における相談支援体制として、母子健康手帳交付時の面接や妊娠前から専門職が関わるなどの個別支援を充実させ、妊娠期からの切れ目ない支援を推進する。

2 認知症の人と

その家族を支える取り組み

認知症の人への対応は大きな課題となっている。在宅生活継続のカギを握る家族の負担が大きく、地域における支援によって負担軽減を図ることが必要である。認知症の人が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けることができるよう、適時適切な支援体制を強化する。また、市民の認知症理解の促進や地域の見守り意識の醸成を図る。

これからの認知症施策は、「共生」と「予防」の取り組みを一層強化し、推進していく。認知症の人やその家族が、地域住民や専門職と情報を共有し理解し合う拠点づくりを進めるとともに、認知症の予防や早期診断に対する支援の検討を行う。

3 生活困窮者への支援

貧困の連鎖は断ち切らなくてはならない。経済的な問題だけではなく、家族の問題や心身の問題など、多様かつ複合的な課題を抱えている人、制度の狭間で必要な支援が届いていない人、自ら支援を求める声を上げられない人を早期に発見し、必要な支援に「つながる」よう、様々な分野の相談機関との横断的連携をさらに強化していく。生活困窮者の自立を支援する事業を推進し、伴走型の支援を継続して実施する。

4 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み

障害福祉の対象範囲の拡大やニーズの変化に応じて、在宅生活を支援するサービスを充実していく必要がある。近年課題とされている重度の障害のある人や医療的ケアが必要な障害児(者)を地域で支える仕組みの構築や、発達障害や高次脳機能障害への支援について質の向上を図る。

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、障害のある人の活動の場を広げるとともに、誰もが参加しやすい環境の整備を進め、障害特性に応じた地域活動や余暇活動への参加を促進する。

時間就労など、ゆるやかで多様な就労のあり方も含めた障害者雇用の促進

に向け、障害者就労支援センターや就労支援事業所、地域活動支援センター等とともに、多角的な側面から障害のある人を支えていくことを積み重ね、障害者雇用の環境を着実に整備していく。

5 権利擁護と

成年後見制度の利用促進

高齢者人口の増加に伴い増えていくことが予想される認知症の人、知的障害や精神障害のある人など、判断能力が不十分な人の権利擁護と成年後見制度の利用を促進し、本人と家族の安心につなげる。成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関の円滑な運営と地域連携ネットワークの構築を図る。

高齢者や障害者等に対する虐待の早期発見と適切な援助が行えるよう、各関係機関の連携をさらに深めるとともに、家族などへの支援にも努める。特に認知症への対応をはじめ、家族などが負担に感じる介護等への支援を充実させることにより虐待の未然防止につなげる。

6 見守り・孤立防止とこころの

健康づくりの推進

本市は、地域とのつながりが希薄になりがちなひとり暮らし高齢者が多いという特徴を踏まえ、高齢者等緊急訪問介護事業(レスキューヘルパー事業)による在宅生活継続の支援や、高齢者安心コール事業、なんでも電話相談事業、「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実を図ることにより、支援の必要な対象者の見守りや孤立防止の取り組みを多面的に進める。

また、こころの病を抱える人が増加していることから、メンタルヘルスに関する知識の普及や相談窓口・関係機関との連携強化を行う。あわせて、武蔵野市自殺総合対策計画を着実に実行し、自殺防止に努めていく。

7 災害時に支え合える

体制づくりの支援

災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害者など配慮が必要な人について、地域で見守り、支え合える仕組みを構築していく。引き続き、避難支援体制及び福祉避難所の充実を図り、訓練などの機会を通じて周知に努める。

基本施策 4

福祉人材の確保と育成に向けた取り組み

1 地域を支える福祉活動を担う

人材の拡大

本市が誇る高い市民力の源泉である各地域福祉活動団体は、今後ますますその役割が重要となる一方、活動されている人の高齢化や担い手不足といった課題に直面している。一人にかかる負担の軽減や人材の裾野の拡大を図ることにより、市民の主体的な地域福祉活動につなげていく。また、民生児童委員協議会、保護司会、赤十字奉仕団、地域社協(福祉の会)などによる地域福祉活動に対する支援を通じて地域コミュニティの活性化を目指す。



2 誇りとやりがいを持って

働き続けるための、福祉人材の確保と育成・質の向上

現在市内で働いている介護と看護の従事者が誇りとやりがいを持って働き続けられるよう、永年勤続表彰や先進的な事例を共有する「ケアリンピック武蔵野」をはじめとするあらゆる取り組みを推進する。本市は、介護保険施行時に市町村レベルでは全国初の「ケアマネージャーガイドライン」を策定し体系的な研修会を実施するなど、介護人材の質の向上に積極的に取り組んできた。それらの実績の上に、人材の確保と育成・質の向上を一体的に行う地域包括ケア人材育成センターを軸に、国や都における人材確保策との連携や役割分担など広い視点に立って、障害や保健分野を含めた武蔵野市の福祉を支える人材に関する多様な取り組みを検討する。

また、今後増加が見込まれる介護分野等で働く外国人人材の支援を検討する。

基本施策 5

新しい福祉サービスの整備

1 地域共生社会に対応したサービスの提供

今後さらに高まる医療や介護のニーズに対応した多機能なサービスと施設の充実を図るとともに、本市の地域特性に合わせて、国有地や公有地を活用した新たなスキームによる施設整備を進める。

介護老人保健施設や障害者グループホームの整備など福祉サービスを巡る環境が変化しつつある桜堤地域において、桜堤ケアハウスのデイサービスセンターを転用し、障害児向けサービス事業を新たに実施するなど、さらなる機能の強化について検討を行う。

2 新たなニーズに対応するための

福祉サービス再編の検討

超高齢化社会を迎え、社会保障関連費が増大する中、福祉サービスの持続可能性は予断を許さない状況である。今求められているニーズと未来への投資を実現していくため、限られた資源を最大限有効に活用していく。

公共施設の維持管理及び更新については、真に必要なサービスを持続的に提供できるよう計画に基づき整備を行う。保健センターをはじめとして高齢者総合センターや障害者福祉センターは開設30年が経過していることから、大規模改修が長期にわたることを考慮して、一時移設等を視野に入れ、その影響を十分検討して対応を進める。

また、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会との統合に向けた事業連携を引き続き推進する。

子ども・教育



子どもが基本的人権をもつ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提とする。そのうえで、子ども自身が、一人ひとりがかけがえのない存在として認められ、各人の個性が尊重された成長・発達ができ、安心して子どもを産み育てられるよう環境を整備する。そして、子どもと子育てを応援するまちの実現と、変化の激しい時代の子どもに必要な「生きる力」を育むことを目的とする。

基本施策 1

子どもたちが希望を持ち
健やかに過ごせるまちづくり

1 子どもと子育て家庭を

包括的に支援する体制の整備

子どもと子育て家庭に対しては、子どもの発達や成長段階に応じた適切な支援を行う必要がある。一方で、ライフステージごとに専門的な支援者が異なることは支援に切れ目を生じさせる要因ともなり得る。

これまでの産前・産後支援の取り組みに加えて、妊娠期からの切れ目ない支援・相談体制として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制を整備する。

また、みどりのこども館については、国の構造改革特区を活用して児童発達支援センターとして位置付け、それぞれの子どもの発達段階に応じた支援体制を強化する。

関係部署による機能連携の評価・検証を行い、多様な部門間における情報共有とより高度な連携体制を構築するために、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行う。

2 それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援

子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがないように、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな支援が必要である。関係部署及び関係機関、地域の民間団体の支援活動との連携の仕組みを構築し、複合的な支援を行う。また、利用者が、自身のニーズに合わせてサービスを選択できるような多様な事業のあり方を検討する。

ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担わなければならない、様々な困難がある。引き続き経済的支援を行うとともに、経済的に自立できるよう就業

支援等を行う。また、生活の安定のために、ホームヘルプサービスなどの日常生活支援を行う。

3 児童虐待の未然防止と対応力の強化

児童虐待・養育困難家庭に対する支援について、相談体制をさらに強化する必要がある。子育て支援ネットワークにおける情報共有を行いながら、多機関での連携を強化し、支援の充実を図る。また、児童虐待を未然防止する啓発活動等を引き続き行っていくとともに、それでも児童虐待は起こり得るという認識のもと、対応力を強化する。

基本施策 2

安心して産み育てられる
子育て世代への総合的支援

1 多様な主体による

子育て支援の充実と連携の強化

多様な子育て支援ニーズに対応するため、地域の子育て支援の核となる利用者支援事業を実施する0123施設を中心に、地域の子育て支援拠点施設とコミセン親子ひろばや子育て支援団体等が連携できる仕組みづくりが必要である。

利用者支援事業を武蔵境地区でも新たに実施し、市内3駅圏ごとの連携を強化するとともに、子育て支援アドバイザーを活用した市全体のネットワークづくりを進める。

2 希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上

待機児童対策については、希望する保育施設に入所できるよう、地域ごとの保育ニーズを把握し、必要な地域に適切な規模の保育施設を整備していくとともに、認証保育所の認可保育所への移行など既存施設の活用も合わせて検討していく。

保育施設の利用者の増加に伴い、病児・病後児保育への利用ニーズも増えていることから、その利便性の向上及び充実のための方法を検討していく。

保育の実施責任のある基礎自治体の

責務として、保育アドバイザー等巡回支援や指導検査の強化を図るとともに、既存施設向けの実務研修や、新規保育所における開設前研修の実施等を通じて、保育の質の確保・向上を図る。

3 地域子ども館事業の充実

すべての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業の現状を評価するとともに充実させる。

地域子ども館あそべえについては、夏季休業期間に高学年の来所が増加することから、高学年用開放教室の確保を検討する。

学童クラブについては、質の向上を推進するとともに、低学年児童の待機児童を出さないよう、学校敷地内及び隣接地での整備を行う。また、4年生以上の受入れについては、学校長期休業中の一時育成事業について検討を進める。

4 子どもの医療費助成の拡充

すべての子どもが健やかに成長することができるよう、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度を引き続き実施する。

18歳までの子どもの医療費についても、子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的負担を軽減し、必要な医療を安心して受けられる環境を整備するため、所得制限なく無償とする仕組みを検討し、制度の導入を目指す。

5 子ども・子育て支援施設の

あり方検討

市立保育園については、市内の保育の状況や外部有識者など幅広い意見を踏まえて、その役割とあり方の検討を進める。

桜堤児童館については、現在の事業に加え、未就学児を対象とした事業を拡充する。

各子育て支援施設については、公共施設等総合管理計画の改定を踏まえ、計画的な維持・更新のための方針を策定し、整備を進める。

基本施策 3

子どもと子育て家庭を
地域社会全体で応援する
施策の充実

1 まちぐるみで子どもと子育てを

応援する事業の推進

地域社会全体で子どもと子育てを応援する機運の醸成を図ることを目的とした事業として、妊婦面接における「子ども・子育て応援券」の配布や、地域社会で子育て支援に関わる団体や施設、専門機関、行政等による連携の仕組みである「子育てひろばネットワーク」の構築、子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」・子育て支援情報誌「すくすく」等による情報発信、地域で子育て支援活動を実施する団体への活動補助等を行ってきた。このような「まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業」を、分野の枠を越えて推進する。

2 保育人材等の確保と育成

保育の担い手である保育人材の確保については、潜在保育士の活用などの対策を検討する。また、保育施設だけでなく、今後需要の増加が見込まれる学童施設での人材確保を合わせて行っていく。

児童虐待・養育困難家庭への支援に

ついては、相談対応件数が増加し続けており、課題が困難化・複雑化してきている。家庭への適切な支援を行うことのできる相談員の育成を進める。

3 子ども・子育てを支える

地域の担い手の育成

ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員や子育てひろば事業のボランティアスタッフの養成講座など、地域の子育て支援人材の発掘や育成、活動継続のための支援を引き続き行っていく。

青少年問題協議会地区委員会の活動への支援を充実し、市民の理解と参加促進を図る。また、青少年の段階から地域活動に参加する機会をさらに充実させ、その主体的な取り組みをサポートすることで、地域団体等との関係づくりを通じて、次世代の担い手を育成する。

基本施策 4

子どもの「生きる力」を育む

1 「生きる力」を育む幼児教育の振興

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期である。幼稚園、保育所、認定こども園など幼児教育の担い手は、研修等で互いに連携しつつ、保育者の資質・専門性を向上させ、幼児期の子どもに望ましい発達を支える取り組みを行う。また、幼児教育及び子育て支援事業の向上などのために、私立幼稚園に支援を行う。

2 青少年健全育成事業の充実

自然体験や地域活動を多く体験した人は、大人になってからの意欲・関心や職業意識を高く持つ傾向がある。むさしのジャンボリー事業、家族ふれあい自然体験事業、ハバロフスク市青少年交流事業、プレーパーク事業など、体験活動を大切に事業を引き続き実施しつつ、青少年の市や地域への愛着を高める観点からも事業の充実を図る。

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する青少年に対して、生活・学習・就労等の支援を充実するとともに、青少年が自由に来所でき安心して過ごすことができる居場所についても検討を行う。

3 すべての学びの基盤となる

資質・能力の育成

「生きる力」を支えるあらゆる学びの基盤である言語能力、情報活用能力などの資質・能力を育成する取り組みを着実に進める。さらに、授業におけるICT機器の活用拡大や、コミュニケーションツールとしての英語を使いこなす基礎を養うための教育の充実などを行う。

4 多様性を認め合い市民性を育む教育

多様性を理解し、尊重できる資質・能力を育成するため、各教科等の学習の中で多様な人々とふれあう機会の充実を図る。

また、社会の一員として、よりよい地域・社会づくりに参画していく資質・能力を育成するためのシチズンシップ教育として、教育課程に「武蔵野市民科」を位置づけ、「自立」「協働」「社会参画」の視点から市民性の育成を図る。あわせて、武蔵野市民科と関連が深いセカンドスクール等長期宿泊体験活動について、より効果的なあり方を検討する。

5 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システムの理念を

追求するためには、教員や保護者、地域住民がこの理念を理解し、児童生徒の自立と社会参加を見据えて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、相互の交流及び共同学習を積極的に推進する必要がある。そのための情報発信や学校、教員への支援を強化する。

本市の実情を踏まえた特別支援教室の運営体制の強化、障害種別ごとの特別支援学級のあり方の検討、特別支援学級における小中連携の推進等を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図る。また、新設される児童発達支援センターと教育委員会や学校との連携を強化し、就学前後での切れ目のない支援を行う体制を構築する。

6 不登校対策の推進と教育相談の充実

不登校児童生徒が増加している。また、発達障害、虐待、貧困など子どもや家庭に関する課題は多様化・複雑化し、教育支援センターが果たす各機能の強化が求められている。

不登校であっても教育機会を確保できるように児童生徒へのサポートとして、スクールソーシャルワーカーや登校支援員の配置を拡充し、学校と家庭への支援を強化する。さらに、チャレン

ジルームの拡充やフリースクールとの連携強化など、多様な学びの場を確保するための検討を行う。

また、本市における子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制づくりとの整合を図りながら、教育支援センターの相談支援体制を強化する。

基本施策

5

教育環境の充実と学校施設の整備

1 教育力の向上をもたらし

教職員の働き方の追求

教員の多忙化が社会的な問題となっている。教員の授業準備の時間と子どもと向き合う時間を十分に確保するため、市講師の配置、副校長等事務補助の配置拡大等を行う。また、部活動については教員の多忙化解消のみならず、活動の持続可能性と質を担保するため、部活動指導員の配置拡大や合同部活動のモデル実施、地域スポーツクラブ化、地域の生涯学習事業としての実施に向けた研究などを行う。

2 質の高い教育を維持するための

人材の確保と育成

東京都においては教員志望者が減少している中で、産育休代替教員等の需要も高まっているため、市区町村におい

て指導力の高い教員を確保するための取り組みが必要となっている。

授業力の維持・向上を図るため、教育アドバイザーによる研修・指導等をより充実させることや、市講師の効果的な配置により学級担任の教材研究の時間を確保するなど、教員がやりがいや誇りを感じられるよう、教員へのサポートを拡充する。また、指導力の高い人材を新たに確保するために、本市の教育の魅力を積極的に発信していく。

3 学校と地域との協働体制の充実

現在の学校・家庭・地域をめぐる課題を踏まえたうえで、子どもの豊かな成長を支えるために、学校運営における学校、保護者、地域住民の連携・協働を推進する。開かれた学校づくり協議会を発展させるなど、より主体的に協議できる体制づくりについて検討する。同時に、教育活動を支える地域コーディネーターやPTA等については、負担を軽減し、持続可能な活動とするため、地域と学校が子どもに対して、どのような資質・能力を育むかという目標を共有して連携・協働する体制へ発展



むさしのジャンボリー

させるための検討を行う。

4 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

学校施設整備基本計画(仮称)に基づき、各学校や地域の実情に合わせた多機能化・複合化を検討しながら、従来の学校環境のもと、学校の改築を着実に進める。

また、改築するまでの施設についても、計画的な予防保全を継続するとともに、教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因にも適切に対応し、良好な施設環境を確保する。

給食調理施設については、学校給食を安定的に供給するため新桜堤調理場改築を着実に進めるとともに、学校教育における食育推進のため、学校改築に合わせ小学校の自校調理施設の整備を進める。

平和・文化・市民生活



平和な社会を維持しつつ、災害や危機に強いまちづくりを継続し、市民が安全・安心に暮らしていくことができるよう、コミュニティの発展と活性化、生涯学習やスポーツの充実、産業振興などを進め、市民文化のさらなる成熟化を目指す。

基本施策

1

多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

1 平和施策の推進

戦後70余年が経過し、戦争体験者が高齢化し、直接当時の証言を聞く機会が限られていく中、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えていくため、引き続き戦争体験の伝承を継続してい

く。さらに、その惨禍を語り継いでいくことが、今後ますます困難になっていくことから、平和施策のあり方について、新たな展開を検討していく。

武蔵野市平和の日条例制定をはじめとして、平和事業の取り組みは市民の意識を喚起し、その意義を広く発信する機会としてきた。今後も中島飛行機武蔵製作所が本市にあったことを後世に伝える資料を、武蔵野ふるさと歴史館や図書館などと連携しながら利活用する。ま

た、青少年が長崎など戦争被災地を訪れ、その現実じかに接することや平和への想いを多くの人々と共有することは大きな意義があるため、青少年平和交流団の派遣を継続して実施し、平和に関する学習や交流を推進していく。

2 多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進

一人ひとりの多様性を認め合い尊重し合う社会を構築するために、引き続き市民の人権意識の向上や、若者世代からの意識啓発に努める。性の多様性については、LGBTやSOGIなどの理解に向けて取り組む。そのうえで、同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度の導入も含めて、当事者にとって望ましい支援について検討する。

また、この間制定された男女平等の推進に関する条例に基づき、策定された第四次男女平等推進計画を着実に進めるよう、「ヒューマンあい」を推進拠点として、男女平等施策を多様な市民活動団体との協働で進める。

3 在住外国人の支援

国内では在住外国人が増加傾向にあり、本市においても在住・在勤外国人や訪日外国人の増加がみられる。定住化の傾向から、育児・教育・福祉・防災等多分野での生活支援のためのニーズが生じている。これらの実態を把握し、庁内外の関係機関と情報共有・連携体制をとり、多文化共生社会の実現に向けて、日本人と外国人がともに活躍できる環境の整備を図っていく。また、ICTの導入による利便性の向上の検討や、本市において在住外国人サポートを担っている(公財)武蔵野市国際交流協会の機能の強化、会員や地域における協力者の拡大を図る。

基本施策

2

災害への備えの拡充

1 地震に強いまちづくりの推進

市内の住宅の耐震化率は目標値95%(令和2[2020]年度末)に対して約90%(平成30[2018]年度末)となっている。木造住宅の耐震化は着実に進捗してきたが、合意形成等多くの課題を抱えることから、引き続き、耐震化の啓発活動を行っていくとともに、個々の課題を把握したうえでの専門家派遣等、総合的な支援や助成制度のさらなる拡充を検討していく。

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、耐震化費用の一部助成だけでなく、合意形成や移転の問題に対する支援をさらに進め、耐震化を促進していく。また、無電柱化も推進し減災に向けたまちづくりを進める。大規模災害時に起こりうる火災に対して、延焼防止のために幹線道路の拡幅事業を進めるとともに、防火水槽の整備を引き続き進める。大切なインフラである水道事業についても震災時に迅速な応急給水や応急復旧が行われるように体制を整備する。

2 自助・共助による

災害予防対策の推進

災害による被害を最小限に抑えるため、市民一人ひとりによる日常からの備えが不可欠である。地震や火災から身を守るために、様々な啓発活動、支援を行う。家具転倒防止器具や住警器、感震ブレーカー、消火器の設置や、被災後の生活のための家庭での食料や飲料水、トイレ、日用品等の備蓄、帰宅困難時の

備え、避難先の確保等を推進し、市民防災力の向上を図る。市内に多く存在するマンション管理組合等への自主防災組織設立の働きかけや活動支援を推進し、地域住民の連帯による災害対応力強化を図る。

**3 関係機関との連携による
応急対応力の強化**

地震発生直後の人的被害を減らす取り組みとして、傷病者を救うための災害時医療体制の強化と、救急車両及び災害対応車両の通行のための道路ネットワークの確保を行う。過去の災害において震災関連死が少なくない状況を踏まえ、震災関連死を減らすとともに、被災者の生活支援の取り組みを行う。避難所の環境整備、自宅での生活継続者への支援体制の強化、ライフラインの代替手段の確保を行う。また、被災者の中でもとりわけ介助または手助けが必要な人など、要配慮者の被災生活は困難となる。避難所における要配慮者トリアージや安否確認体制の整備などの災害時要配慮者対策を強化する。

帰宅困難者対策として制定した「吉祥寺ルール」を市内事業者等に徹底するなど、災害時における来街者の安全対策を推進する。

4 市の応急活動体制の整備

災害対応を迅速に実施するために災害対応マニュアルの整備や訓練による職員の能力向上、必要な設備、資機材の整備を進める。また協定締結や訓練実施を通じ、多様な主体との連携を強化する。災害発生後に、他地域から多く寄せられる支援を効率的・効果的に受け入れる体制を整備するために受援計画を策定する。

災害時の正しい情報取得方法の周知を強化するとともに、最新のICT技術等を活用した新たな情報伝達手段や各施設・避難所間の連絡体制の充実についても研究していく。

消防団は、大規模災害時のみならず日常においても、地域の安全確保や防災力向上のために大きな役割を果たしている。災害時の対応力を強化するため、消防団の訓練・資機材・装備品・活動拠点等の充実を図る。台風やゲリラ豪雨による風水害等について、安全・安心な道路交通環境を確保するため、パトロール及び情報収集体制の強化、都・近隣自治体・民間事業者との連携を図り、道路の損傷や冠水等の危険箇所における早期対応のための連絡・実施体制を整備する。

5 災害復興への取り組み

災害後の復興は、長い期間を要するほか、大規模かつ総合的な取り組みとなる。円滑な復興を進めるためには、基本的な考え方や、具体的な施策、体制等について、あらかじめ十分に検討しておく必要がある。災害発生後は、技術的・組織的・財政的な課題などの多くの検討事項が生じるため、様々な部署と連携しながら都市・住宅・くらし・産業の4つの復興課題を整理し、本市に適した災害復興のあり方、進め方を検討し、災害復興マニュアルを策定する。

基本施策 3

安全で安心なまちづくり

1 安全・安心なまちづくり

安全で安心なまちづくりを推進する

ために、ホワイトイーグル、市民安全パトロール隊、防犯協会及び自主防犯組織などと連携し犯罪抑止に努める。地域社会全体で「ながら見守り」「地域のパトロール活動の市民への認知度向上」を図り、体感治安の高いまちづくりを進める。また、環境浄化特別推進地区等における商店会や事業者などの自主的な防犯活動を支援する。違法な客引き・スカウトや風俗営業、道路上に張り出した看板指導などを、ブルーキャップ、警察、市民が一体となって実施することで、良好な環境の確保を図り、市民や来街者などの安心感を高める。

国際化や情報化の急速な進展により、テロやサイバー犯罪、パンデミック等の発生が予想される。これらテロ対策訓練や新型感染症に対する訓練などを継続的に行い、警察、消防や保健所等関係機関との連携を深め、危機管理能力の充実を図る。

2 特殊詐欺、消費者被害の防止

都内における振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害件数は高水準にある。これらの詐欺被害の抑止には高齢者のみならず、家族や友人知人などへの周知、啓発活動を行う必要がある。そのために警察、商店会、金融機関など関係機関・団体と連携し、イベントなど様々な機会を捉えて被害抑止を図っていく。あわせて、自動通話録音機の無償貸出なども引き続き実施していく。

特殊詐欺のほか、マルチ商法などの悪質商法による被害も若者から高齢者まであとを絶たない。また、令和4(2022)年4月から成年年齢が18歳に引き下がることから、若年者への消費者教育の重要性が高まっている。悪質商法による被害を防止するために、消費生活相談のリーフレット配布や学校等での出前講座、FM放送、消費生活講座や被害未然防止街頭キャンペーン等を継続して行っていく。

基本施策 4

地域社会と市民活動の活性化

**1 市民同士の語らいや連携による
豊かな地域社会の進展**

「これからのコミュニティ」の議論から生まれた地域フォーラムやコミュニティ未来塾むさしのの振り返り、コミュニティ評価委員会によるコミュニティづくりの評価を踏まえながら、今後も市民同士が語らう機会の創出や協働を生みだす環境づくり、行政による地域の実情に即した支援を継続していく。

また、地域における多様な活動がコミュニティセンターを拠点として行われ、互いに連携し、協力しあいながら展開されるよう、これからのコミュニティセンターに必要な機能について検討する。

2 市民活動支援策の検討

多様な市民活動が生まれ、それらが発展していくことで、地域に活力が生まれ、社会は豊かになっていく。そのためには活動のきっかけづくりや相談機能、団体相互のつながりや協働が生み出される環境の整備が重要となる。これらの機能を担っている行政、武蔵野プレイス、(社福)武蔵野市民社会福祉協議会による連携を強め、中間支援としての機能を高めるとともに、より効

果的な支援策を検討していく。

基本施策 5

豊かで多様な文化の醸成

**1 文化振興基本方針に基づく
文化施策の推進**

平成30(2018)年度に本市で初めて策定された文化振興基本方針は、芸術文化的な視点をあらゆる分野に提供することによって、武蔵野市の文化の発展を目指すものとしている。方針に基づいて文化施策を推進するため、方針の共有・浸透、振り返りのための体制をつくり、文化事業等に関する情報収集・提供方法の検討、評価方法の研究を行うとともに、これからの文化施設が担うべき役割や機能等について検討する。また、市民と行政が一緒になって文化振興のあり方を考える機会を持ち続けるため、民間・教育機関等と連携した事業の検討を行う。

市民にとっての文化の享受と発信において、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の活動が寄与することがますます期待される。両事業団のもつ資源を有機的に結びつけた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るため、統合に向けた取り組みを支援する。

2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承

東京2020大会は、スポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもあり、スポーツや文化を通じて人々の生活の成熟度を高めていく狙いがある。本市においても東京2020大会を契機にこれまで取り組んできた、障害の有無に関わらず親しめるスポーツ環境・芸術環境の整備や、国際交流、小中学校体験授業支援、市政情報や観光情報の外国語対応などをレガシーとして残し、豊かな市民文化を醸成していく。

3 都市観光の推進

東京2020大会後も本市への来街者数を増加させるため、国内観光客に限定せず、インバウンド向け観光メニューを開発するとともに、市内の企業及び東京都や近隣自治体等とも連携し、広域による交流人口拡大のための新たな魅力創出を図る。また、観光ガイドの育成のために市民ボランティア団体等との連携を検討し、来街者がまちの魅力に触れる機会を増やすことにより、本市への来街者の増加を目指す。

4 都市・国際交流事業の推進

本市は海外6都市、国内9都市との間で、友好都市交流関係を結んでおり、海外交流事業については、青少年を中心とした海外友好都市との相互交流を推進する。ルーマニア・ブラショフ市に設置している「日本武蔵野センター」については設立21年を経過しており、あり方を見直し新しい交流の形へと展開していく。

また、国内友好都市交流事業の拠点として設置しているアンテナショップ麦わら帽子については、改めて設立当初の理念に立ち返り、その後の小売業を巡る環境変化や

経営状況を踏まえ、交流の基盤としてのあり方を、友好都市等を交えて多角的に見直し検討する。

基本施策 6

**多様な学びや運動・
スポーツ活動の推進**

**1 生涯のライフステージを通じた
学習活動の充実**

様々なライフスタイルやその人のライフステージによって、求められる学びの方法とその内容は異なり、多様化している。この多様化に対応するためICT等を活用し、生涯学習に関する情報の収集・提供や身近で学べる環境整備を進める。

また、子どもも学びを深めることや、伸ばしたり広げたりできるような児童・生徒の学校外での幅広い学習活動の充実も図る。

生涯学習で得た学びで個々の知識技能を高めつつ、その学びの成果の地域での共有や学びを通しての地域のつながりづくりの支援を検討していく。また、引き続き誰もが学ぶことが楽しめる環境の整備を推進する。

今後、武蔵野地域自由大学や武蔵野地域五大学、社会教育施設などとの連携を行いながら市民に参加と学びの場を提供していく。

2 文化財や歴史公文書の保護と活用

これまでに本市では多くの歴史・文化に関する資料を調査・収集・保存し、多様な手法で文化財の保護を進めてきた。また、民俗資料などの文化財については、多くの市民から寄贈を受けたまま大切に収蔵している状況である。今後はその収蔵資料の価値づけをし、適切に分類したうえで、整理・収蔵・保存・活用していく。

また、歴史公文書に関しては、旧永年文書の選別を進めていくとともに、公開し次世代に伝えていくため、公文書館機能を強化していく。

3 図書館サービスの充実

図書館には多様な資料の収集提供、読書支援、調べもの支援など、図書館ならではの役割がある。「読む」楽しみ、「知る」楽しみを実感できる図書館を目指し、各館の地域特性を活かした資料収集や新刊ベストセラー書籍の複本購入の抑制など、蔵書方針の見直しを行う。

武蔵野プレイスを中心に図書館には想定を超える利用者があり、資料提供の機会が相対的に低下してきている。そのため、市民と市外登録者のサービス内容を検討し、市民へのサービス水準の確保を図る。また、中央図書館については、その役割を果たすための最適な運営形態について、指定管理者制度を導入した分館の状況等も



Sports for All パラ・フェスタ

踏まえて検討する。

インターネット接続環境の向上、オンラインデータベース等の電子資料へのアクセスの拡大を行い、サービスの向上を図る。また、乳幼児からの切れ目のない読書活動支援や学校図書館との連携を進めるため、子ども読書活動推進計画を改定する。

4 国際スポーツ大会の

レガシーを活かしたスポーツ振興

スポーツには、健康増進、レクリエーション、コミュニティの形成、気分転換など多くの効果がある。自身がスポーツをする以外にも、観戦する楽しみなど、スポーツに求める価値は多様化している。子どもから大人まで、障害の有無にかかわらず、誰もが自由にスポーツを楽しむ、充実した生活を送ることができるよう機会の提供を行う。

体育施設は竣工後30年が経過しており、特に老朽化が進んでいるプールについては再整備のあり方について検討する。総合体育館、陸上競技場等は大規模な保全・機能改善の工事が必要な時期を迎えるため、計画的な整備・更新を進める。

旧桜堤小学校跡地は、今後の児童生徒数の増加への対応等を勘案して、武蔵境圏へのスポーツ広場としての整備を検討する。

基本施策

7

まちの魅力を高め 豊かな暮らしを支える 産業の振興

1 産業の振興

近年、少子高齢化を背景に商店街の衰退や中小規模事業者の後継者不足、賃料の高騰等が進んでいる。また、ICT化の進展への対応の必要性や、外国人労働者の増加など社会環境の変化が顕著となっている。このような市内産業の実態把握を継続し、創業支援や事業承継等を中心とした産業振興全般について具体的な施策を検討する「むさしの産業サポートネット(仮称)」を設置する。さらに、市内事業者が将来にわたり競争力を保てるよう、キャッシュレス決済などのICT化やグローバル化への取り組みに対する支援を検討する。また、高齢者等の買い物に不便を感じている市民への支援策も検討する。

市内には、鉄道3駅(吉祥寺・三鷹・武蔵境)があり、駅周辺にはそれぞれ特徴的な市街地が形成されている。吉祥寺駅周辺は、大型商業施設と商店街が連携して人気の高い商業集積地を形成しているが、近年では賃貸借料の高騰に

伴い、個性的な店舗が減少している。武蔵野商工会議所や不動産事業者等と連携し、個性的な店舗や新しい企業の進出に向けた支援策を検討する。三鷹駅は中央線の特別快速が停車し、総武線・東西線の始発駅でもある利便性の高い地域である。三鷹駅周辺は外食チェーンの本社等の企業が複数立地しており、オフィス街としてさらに発展する可能性を秘めている。三鷹駅北口街づくりビジョン等も踏まえ、三鷹駅北口周辺で成長可能性の高い分野の企業等が進出できるよう、その方策を積極的に検討する。さらに、外食チェーン本社の集積を活かし、健康福祉や子育て支援分野等との連携を検討する。武蔵境駅周辺は、武蔵野プレイス、境南ふれあい広場公園や複数の教育機関が集まっているため、学生をはじめ地域住民や商業者らが一体となって行う地域活動やネットワークづくりがより活発化するよう支援する。

また、映画・音楽・アニメーション・漫画等のコンテンツを含むクリエイティブな活動は、本市の特徴であり、魅力向上につながることから、その実態の把握と新たな産業への発展について検討していく。コンテンツに関わる事業者等が異なる分野の事業者等と連携することで、新しいビジネスチャンスやまちの

魅力の創造や発見につながることを期待できることから、関心・意欲のある事業者等で構成するコンテンツ事業者等連絡協議会(仮称)の設立を図る。

さらに、武蔵野市ふるさと応援寄附(ふるさと納税)を活用した市の魅力発信や地域の産業振興を図る。

2 農業の振興と農地の保全

都市農地は生産の場であるとともに、災害時の避難場所や延焼遮断といった防災機能、農業景観の保全、都市環境の維持・確保、生物多様性の保全、体験農園としての活用など多様で重要な機能を有している。

将来にわたり市内で農業を継続していくため、現行生産緑地農地が新制度である特定生産緑地農地に漏れなく移行されるよう所有者への周知と説明を行う。また、後継者の育成について、関係団体、行政等による支援を進める。

農業従事者の減少・高齢化が進む中、限られた資源である都市農地が意欲ある農業従事者等によって有効に活用されることが重要である。新たに都市農地貸借円滑化法が施行され、市内の農地についても貸借の道が開けたことを踏まえ、関係団体等とこの仕組みを検討し、農地の保全を図る。相続に伴う農地減少への対応についても研究を進める。

緑・環境



地球規模の環境の変化を的確に捉えながら、本市が誇る魅力の一つである緑をはじめ、水やエネルギーなどの資源を確実に守り、次世代に引き継いでいくことで、持続可能な環境都市の実現を目指していく。

基本施策

1

市民の自発的・主体的な行動を促す支援

1 刻々と変化する環境問題への対応

これまで実施してきた環境啓発の取り組みにより、省エネルギーやごみの分別の実践など、基本的な環境配慮行動は定着しつつあるが、地球環境問題は日々刻々と変化している。こうした変化を的確に把握しながら、必要な情報をリアルタイムで市民や市民団体、企業等に提供し、共有することで、その時々に見合った環境啓発の取り組み

を、多様な主体と連携して行っていく。

環境啓発施設エコプラザ(仮称)では、環境に関する総合的なネットワークの拠点施設として、環境情報の一元的集約・発信や、環境学習及び体験の場・機会の提供、異なる主体の連携・活動への支援などを行う。また、持続可能な社会を目指すことで、環境分野の側面からSDGsの達成に貢献する。

2 環境啓発と市民活動との連携

環境負荷を低減した持続可能な社会を形成するためには、緑をはじめとする良好な環境を保全するとともに、市民一人ひとりの環境に対する意識の向上が必要不可欠となる。

自然を身近に感じることでできる緑豊かな環境の形成が、高い評価につながっていることから、より一層、市民一人ひとりが緑の良さを実感し、暮らしの中で緑に親しむことにつながるための取り組みを進める。また、緑に親しむきっかけとなる情報発信、参加しやすいボランティア活動の仕組みづくりを行うとともに、ボランティア団体等が継続的に活動できる支援を進める。

ごみ処理における環境負荷及び処理経費削減のため、市民一人ひとりの意識向上による分別徹底と排出量抑制行動が欠かせない。ごみの排出実態をより明確に把握し、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組めるような啓発を行う。

多くの市民に水循環の重要性と下水道の役割等について理解を深めることが持続可能な社会の形成において重要である。市民の自主的な活動と連携しながら啓発事業を実施していくとともに、住宅への雨水浸透ますや雨水タンクの設置促進を通じ、水循環の推進を図る。

基本施策

2

地球温暖化対策の推進

1 地球温暖化対策としての

エネルギー消費のスマート化

気候変動緩和策として温室効果ガス削減のため、今後も継続してエネルギー消費のスマート化を推進し、脱炭素社会の実現を目指していく必要がある。

特に市内でエネルギー消費割合の高い業務部門(事業所)、家庭部門に対する再生可能エネルギーの普及や省エネルギー対策を推進していく。

クリーンセンターを核としたエネルギー地産地消事業を推進し、さらなる

電力の有効活用を図っていくとともに、全市民的なエネルギー施策の取り組みを進める。

2 環境と共生したまちづくり

温室効果ガス削減に大きく影響する建築物の環境負荷低減に取り組む必要がある。建築物省エネ法が施行され、本市も建築物環境配慮指針を制定した。公共施設の環境配慮の基準を詳細に設定し、民間の開発・建設の規範となるよう積極的に建物の省エネ化の推進を図っていく。

急速な都市化の進展に伴い、地下水の涵養機能が低下しているとともに、集中豪雨による浸水リスクが増大していることから、全市民的な課題である水循環都市の構築を進めていく必要がある。そのため、建築物だけでなく道路や公園を含むすべての公共施設を対象に、市の技術指針に基づき雨水浸透施設の整備を推進し、環境負荷の低減を図る。

基本施策

3

「緑」を基軸とした まちづくりの推進

1 街路樹などの緑の保全・管理

市では、樹種固有の樹形を尊重した街路樹の管理を実施しており、張りのある街路樹は、公園や水辺とともに市民の共有財産として緑豊かな武蔵野市の魅力の一つとして大きな役割を果たしている。

引き続き、自然樹形による管理を基本としつつ、安全かつ円滑な通行を確保するため、通過車両や歩行者に接触する危険のある枝や道路標識などを隠してしまう枝の剪定、根上がり対策などを中心に適正な維持管理を行っていく。

また、桜を中心に路線ごとに街路樹診断を実施し、倒木の恐れのある危険木については植替えを行うなど、風格のある並木の保全を実施し、継承していく。

2 緑の保全・創出・活用

都市の貴重な民有地の大木や樹林、農地は、維持管理の負担、相続による住宅化などにより減少傾向が続いている。民有地のみどりの保全と創出のため、保存樹木等の地域のシンボルとなる緑に対する支援策について、制度の拡充を検討する。また、農にふれる機会を拡充するなど、様々な主体と連携しながら、民有地の緑の確保に向けた取り組みを行う。

大規模開発でオープンスペースを創出する際の、質の高い緑化に向けた誘導策と評価手法の研究を行うとともに、街に存在する貴重な公園緑地やオープンスペースを有効に活用するため、地域との連携を行いながら、利用に対する柔軟な運用を目指していく。

3 緑と水のネットワークの推進

公園緑地は、公園施設の主要な機能や効用が継続的に発揮されるよう、快適で安全に利用できる維持管理を行う。また、市民一人当たりの公園面積の充足に向け、公園空白地への重点的な整備と、借地公園の買い取りを含めた恒久的な利用を図り、公園緑地を次世代に残していく。老朽化やニーズの変化等で利用されなくなった公園緑地については、魅力向上のため、リニューアルを推進していく。

点在している公園緑地などの緑や、昔からある農地、屋敷林・雑木林など、まとまりのある緑を、水辺と街路樹でつなぐことで厚みのあるネットワークの形成を推進していく。

また、生物多様性基本方針に基づき、自然環境の減少・偏りや気候変動、侵略的外来種の問題を前提に、生態系ネットワークを強く意識しながら、今ある自然環境を守り、新しい自然環境を育て、人間と他の生物の暮らしが適切に調和するまちを目指す。

広域的な連携として、多摩地域の森林の健全育成と、市民の自然との触れ合いを促すため、二俣尾・武蔵野市民の森事業で、市民が体験できるイベント等を計画的に実施する。また、新たに創設された森林環境譲与税に対応した事業の充実や多摩産材の活用を検討する。

基本施策 4

**持続可能な
ごみ処理体制の確立**

1 廃棄物処理の最適化

武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会における議論を経て、平成31(2019)年4月より一部資源物の収集頻度の隔週化と収集地区割り・収集品目の平準化を行った。今後も総合的に環境負荷の低減や事業効率化を目指し、ライフサイクルアセスメントの観点を取り入れた持続的かつ合理的な収集運搬体制、中間処理手法について、継続的に検討する。

また、長期的な課題であるごみの広域処理については、近隣市とのごみ処理相互支援を引き続き行いながら、ごみ処理事業全般にわたる情報交換等を行い、広域処理に向けた課題を整理していく。

地域住民の理解のもと建て替えられた武蔵野クリーンセンターは、DBO方式の事業として、平成29(2017)年4

月より20年間の施設運営を開始している。今後も施設運営委託事業者と連携し、ごみ処理施設の安全・安定稼働の維持継続をしていく。

2 廃棄物発生・排出抑制

市民、事業者、市が連携して、ごみの減量、分別の徹底、ごみの資源化を図り、ごみ排出量を削減させるとともに、最終処分量を削減させる。特に不燃ごみは、小型家電の拠点回収や宅配便回収により、資源化の促進を図るとともに、リチウムイオン電池に代表される充電池などの危険・有害ごみの分別の徹底を図る。

集団回収は、廃棄物行政や地域コミュニティにおいて一定の役割を担っているが、同時に様々な問題を抱えている。これらの問題を解決するため、集団回収が地域コミュニティに対して持つ役割に配慮しつつ、市民や市民団体、事業者等と議論し、望ましい集団回収のあり方を検討する。あわせて、スーパー等における店頭回収や、新聞販売店の自主回収について、その取り組みを顕彰する制度を創出する。

基本施策 5

**生活を取り巻く
様々な環境の変化に伴う
新たな問題への対応**

1 様々な環境問題への対応

地球温暖化による気候変動の影響や人の移動、物資輸送のグローバル化の進展により、新たな感染症や外来生物



武蔵野クリーンセンター

の侵入による、市民生活や生態系に影響を及ぼすリスクが増加している。また、生活スタイルの変化により、生活関連公害が多様化している。

これらに対応するため、知見を有する関係機関と平時から連携を図り、新たなリスクにも適切に対応できる体制を構築・維持していく。また、愛護動物の適切な飼い方指導や虐待防止の相談等について、関係機関と協力して取り組む。

2 受動喫煙対策と環境美化の推進

健康増進法の改正及び都の受動喫煙条例の策定により、店舗内が原則禁煙とされる。そのことによって、駅前周辺エリアの喫煙が可能な場所が限定されることになり、まちの環境美化への影響と受動喫煙の増加が懸念される。そのため、引き続き路上喫煙禁止マーク、ポイ捨て禁止マークの路上添付により、まちの美化の維持に努める。加えて、受動喫煙防止に関する啓発事業や路上禁煙地区における喫煙所設置に向けた検討など、総合的な受動喫煙対策を実施する。

また、まちの美化を維持するため駅前周辺清掃を引き続き実施することで、美しく清潔なまちづくりを行う。

都市基盤



都市活動の基盤となる道路や上下水道等の整備・維持を行うとともに、都市計画マスタープランや地域ごとの特性を活かしたまちづくりルール等に基づく、市民参加による計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

基本施策 1

**個性あふれる
魅力的な地域のまちづくり**

1 地域主体のまちづくりへの支援

地域特性に応じた成熟したまちにおける魅力あるまちづくりを進めていく

ためには、地域が積み重ねてきた風土や文化、活動を捉え、互いの意思や想いを共有するための地域のビジョンを描くことが大切である。市民、市民活動団体、事業者等の様々な主体によるまちづくり活動の始動を支援することで、地域特性を活かしたまちのビジョンの共有とまちづくりルールの策定を進め

る。また、心地よい都市空間には、通りや建物だけでなく、その場所を使う人々の多様な活動が必要である。社会実験の実施によりパブリックスペースの利活用を促進するなど、市民による自発的・自立的なエリアマネジメント活動の展開を支援することで、公共空間の社会的で文化的な価値を創出していく。まちづくりを支援する制度については、まちづくり条例に基づく支援や、(一財)武蔵野市開発公社のまちづくり支援業務の充実なども視野に入れ具体策を検討する。

2 計画的な土地利用の誘導

業務・商業の集積により都市の活力を維持するとともに、良好な住環境を保全するため、都市をマネジメントする視点から、都市計画と産業振興施策、農業振興施策等をはじめとした様々な分野との連携を強化する。令和3(2021)年度に改定する都市計画マスタープランにおいて、本市の将来人口推計にも留意し、必要な都市機能や計画的な土地利用の誘導手法について検討する。

3 魅力的な都市景観の保全と展開

緑豊かで閑静な住宅地やにぎわいのある商業地を維持保全・形成するため、景観ガイドラインに基づく開発調整を行うとともに、景観まちづくりに関する講座やワークショップを継続し、市民意識の向上を図る。そのうえで、必要に

じて制度や基準などの見直しを行う。

良好な景観形成、都市防災機能の強化、歩行者等の交通環境の向上を図るため、今後の無電柱化施策の方向性や具体的な取り組み等を定めた無電柱化推進計画(仮称)を策定し、無電柱化のさらなる推進を図る。また、街路樹の適正な管理により安全性を確保するとともに、道路空間における貴重な景観資源の保全を行う。

基本施策 2

**将来にわたり持続性ある
都市基盤づくり**

[道路分野]

**1 計画的・効率的・持続的な
道路施設管理**

道路総合管理計画に基づき将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供するため、計画的・効率的・持続的な道路管理を推進する。道路施設の状況確認や日常点検等が実施できるよう、スマートフォンやタブレット等のICTを用いた新技術を導入・活用していく。

2 市民と行政との協働

道路の適切な維持管理の必要性や重要性について、市民等の理解を得られるよう啓発手法を検討する。また、市民と協働・連携した道路管理の実現に向け、道路清掃等の美化活動をはじめとした



石神井川排水区雨水排水幹線

アダプト制度の導入、道路協力団体制度の構築・活用を検討していく。

【下水道分野】

1 下水道ストックマネジメントの推進と大型建設事業への対応

これまで行ってきた管路施設の予防保全型の維持管理を発展させ、ポンプ施設を含めたすべての下水道施設(ストック)を対象として、計画的な維持管理・改築を実施し、定期的な計画の評価及び見直しを行うことで、精度の高いストックマネジメントを行っていく。持続可能な下水道事業の実施に向けて、これらの取り組みに加え、今後、本市が抱える長年の課題として汚水送水先の切り替え等の大型建設事業を予定していることから、関係自治体の動向等を踏まえながら、事業化に向けた検討を行う。事業推進への手法として、民間活用や広域化・共同化も視野に入れて検討する。

2 安定的な下水道経営

安定的な下水道経営に向け、定期的な使用料の見直し、基金の積み立てや市債抑制を行い健全化に努めているが、今後、大量のストックの改築や大型建設事業に加え、工事費の上昇や国庫補助の削減等の経営リスクが見込まれており、より安定した財源の確保が必要となる。そのため、公営企業会計への移行により経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、使用料については4年に1度の見直しを継続し、長期的な経営の安定化を目指す。

【水道分野】

1 都営水道一元化の推進

本市は、これまで必要量の100%の水源を確保できないながらも市単独で事業を行ってきたが、全国の中小規模水道事業者と同様の課題を抱えており、今後単独事業を維持していくことは困難である。将来にわたり安全で安心な水道供給の持続性を高めるため、都営水道への一元化を目指した取り組みを推進していく。

2 安定的な水道事業運営

人口が増加し給水栓数が増加しても、節水機器の普及等により、給水量は低下しており収益の増加は見込めない状況である。一方、安定的に水道を供給していくためには、施設の維持管理や施設更新を継続的に実施していく必要がある。そのため、「武蔵野市水道事業運営プラン(仮称)」に基づき、より一層の経営の効率化とともに、配水管網の耐震化の促進、浄水場施設の配水ポンプ設備や電気設備等の更新、そして安定的な取水量を確保するため適切に施設の維持管理等を行っていく。

【建築分野】

1 建築物の安全性や質の向上

建築確認や検査の多くを担う民間関

係機関との連携や、既存建築物・設備等に対する定期報告制度を活用した適正な使用・維持管理の強化、違反建築物の取り締りを推進し、建築物の長期使用や有効活用による良質な建築物のストック形成を促進するとともに、市街地の安全性の向上を図る。

基本施策 3

誰もが利用しやすい交通環境の整備

1 人にやさしいまちづくり

高齢社会の進展等による社会環境の変化に対応するため、路線バスやムーバス、タクシーなど地域公共交通の利便性向上や、交通需要等を踏まえた道路機能の見直しを図り、歩行者を重視した道路空間づくりを推進する。

バリアフリー基本構想を改定し、高齢者や障害者、子ども連れの人など、市民や来街者誰もが安全・安心に移動できるよう、様々な関係主体と連携を図り、道路、都市公園、建築物やバス・タクシー等の公共交通を含め、総合的にバリアフリー化を推進する。

2 自転車のルール・マナー向上と自転車利用環境の整備

道路交通法が改正され罰則が強化されたものの、自転車が関与する交通事故の割合は依然として高い状況にある。自転車利用の際のルール徹底や交通マナーの向上を図るため、警察や交通安全協会などの様々な関係団体との連携により、自転車安全利用講習会や学校・企業・子育て層などへの出張講習会等を段階的かつ体系的に実施し、「自転車事故に遭わない、起こさない街(自転車安全利用先進都市)」を目指し、自転車の安全教育をさらに充実させる。

本市は市外からの自転車乗り入れが多いことから、東京都や関係機関等と連携しながら、主要な道路における自転車走行空間整備を推進し、広域的なネットワーク化を図る。不足する自転車駐車場については、安定的に利用できる自転車駐車場の確保とともに、既存施設の利用形態の見直しによる有効な利活用を図り、各駅周辺の駐輪需要への対応を進める。

3 持続的な交通事業の展開

持続的な交通事業の展開を図るため、ムーバスや自転車駐車場における今後の事業展開や料金体系については、市民サービスのあり方、受益者負担や公平性、事業効率性等に留意し、その適正なあり方を検討する。

基本施策 4

安全で快適な道路ネットワークの構築

1 生活道路への安全対策

道路ネットワークが十分に構築されていないことなどにより、生活道路を抜け道として利用する通過交通が流入している。そのため、警察などの関係機関や市民と連携し、交通規制や交通ルール、マナーの向上等を図るとともに、通学路をはじめとした歩行者の利

用環境や地域の実情に配慮した交通安全施設の整備を推進する。

防災性の向上等を図るため、区画道路の整備を計画的に行うとともに、幅員4メートルに満たない狭い道路においては、沿道の建築物の建替えに合わせて拡幅整備することにより、安全・安心で快適なまちづくりを推進する。

2 都市計画道路ネットワーク整備の推進

市内の東西方向の幹線道路は都市計画幅員に満たない概成道路が多く、また、歩行者や自転車が安全・快適に利用できる幅員が確保されていないため、休日などには幹線道路の渋滞を避けようとする自動車が生息道路に流入している。

第四次事業化計画に基づき、東京都が施行する優先整備路線に位置付けられた都市計画道路については、沿道住民の生活再建や周辺環境等に配慮した丁寧な対応を東京都に求める。なお、女子大通りについては歩道が狭く、自転車走行空間も設けられていないため、車いすやベビーカーの利用者、児童生徒等の歩行者や自転車利用者など、誰もが安全で安心して通行できるように拡幅する必要がある。また、一般延焼遮断帯や緊急輸送道路としても位置付けられており、拡幅により防災性の向上が図られる。事業に際し影響を受ける沿道には高齢者等も多いことから、より一層丁寧な説明を行うとともに、確実な事業着手を東京都へ要請していく。

優先整備路線に選定されず、歩行者や自転車の安全で快適な通行環境が確保されていない五日市街道や井ノ頭通りについては、引き続き東京都に事業化を要請する。

3 外環道路への対応

市内が大深度区間となっている都市高速道路外環状線については、生活道路が抜け道となるような交通への影響、大気質や地下水などの環境への影響など、工事期間中や開通後の安全性等に対する市民の不安や懸念を払拭していく必要がある。そのために事業者に対して検討課題とその解決に向けてとりまとめた「対応の方針」の確実な履行と、事業進捗に合わせた適時適切な情報提供を求め、安全・安心な事業の実施を事業者へ要請していく。

外環状線の2については、地域の安全性の確保、広域的な交通環境の改善等とともに、地域分断や生活道路への通過交通の流入などによる住環境の悪化等の課題もあるため総合的な検討が必要となる。本路線は、本市のほか杉並区、三鷹市にまたがる路線であるが、その検討状況は異なっている。市は「話し合いの会」や市議会から必要性を問う意見等が出されている経緯を踏まえ、今後も地域住民の意見を十分に尊重するとともに、隣接地区の検討状況を注視し、連携を図りながら、都に対して「検討のプロセス」に沿った丁寧な対応を行う事を求めていく。

基本施策 5

安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

1 総合的・計画的な住宅施策の推進

住宅施策は安全性をはじめ、まちづくりやコミュニティ、子育て・福祉等の

幅広い視点を踏まえ、市民、事業者、関連団体等と連携を図りながら、総合的、計画的に、住宅マスタープランに基づく住宅施策を進めていく。

2 民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり

新たな住宅セーフティネット制度を踏まえ、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅困窮世帯に対する支援等については、福祉分野とも連携し、官民一体の包括的な対応を進める。なお、住宅確保要配慮者の対象者の範囲、支援方法等について多角的に研究していく。

市営住宅や福祉型住宅については、新たな住宅セーフティネット制度を踏まえ、民間賃貸住宅等との連携も含め、今後の市営住宅・福祉型住宅のあり方や整備について検討する。

3 良好な住環境づくりへの支援

空き住宅等の対応も含めた良質な住宅地の維持・誘導、老朽化した分譲マンション等の耐震化や再生に向けた支援、環境配慮やバリアフリーといった快適で安心して住める住宅への支援等、良好な住環境を形成するため、民間事業者や専門団体と連携を図りながら支援を進めていく。

基本施策 6

活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

1 吉祥寺駅周辺

① 新たな将来像に向けたまちづくりの推進

全国的にも突出した知名度と魅力度を備える吉祥寺をより成長させ、武蔵野市全体での活力へとつなげていく戦略的重要度が増している。都立井の頭恩賜公園等の環境資源、回遊性が高く特徴のある商業地、商業地周辺にある閑静な住宅地など、これまでに吉祥寺に蓄積された多くの資源を最大限活用するとともに、様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、多様な主体の参加と活動のもと、吉祥寺グランドデザインに示される新たな将来像に向けたまちづくりを推進する。

② エリア特性を活かしたまちづくりの推進

セントラルエリアについては、ハーモニカ横丁をはじめとした吉祥寺ならではの魅力を有しており、市内外から多くの来街者が訪れている。しかし、中心部の建築物は耐震性や老朽化の進行などの課題を抱えている。すべての人が安全・安心に吉祥寺で時間を過ごすため、民間建築物の建て替えや再生等への支援を進め、都市のリニューアルを促進し、吉祥寺の文化や歴史をはじめとした地域の魅力などを活かしたまちづくりを推進する。

パークエリアについては、南口駅前広場の整備事業を推進し、歩行者とバス等車両が輻輳するパークロードの交通環境の改善や、北口駅前広場を含む駅周辺道路の交通体系の再編について検討する。また、駅から井の頭公園に向かう新たな歩行者動線の整備について検討を進める。武蔵野公会堂については、求められる施設機能の検討を踏まえ、周辺街区のまちづくりの動向を注視しつつ、エリアが抱える地域課題の解決に向け、

まちづくりと一体的な検討を進める。
 イーストエリアについては、点在する自転車駐車場等の適正配置を検討するとともに、これまでの地域の取り組みを踏まえ、利活用や整備の方向性を定め、事業化に向けた検討を進める。

ウエストエリアについては、住環境と商業環境の調和のとれたまちづくりに留意し、歩行者と自転車、自動車との輻輳の問題や景観に配慮した道路空間整備を、多様な主体とともに進める。

2三鷹駅周辺

三鷹駅北口街づくりビジョンに基づき、地域に関わる様々な主体とビジョ

ンを共有し、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。誰もが安全・安心で快適に移動できる交通環境を構築するため、補助幹線道路の整備を推進するとともに、周辺の土地利用の動向にも注視しながら、交通機能の向上や、ゆとりある駅前広場の創出に向けた新たな交通体系の検討を進める。

玉川上水を活かした緑豊かで賑わいの広がる空間を創出し、企業にとって魅力ある立地環境と市民にとって良好な住環境との調和と充実を図る。また、地域に係わる様々な主体によるパブリック

スペースの活用を支援することで、居心地のよい空間としての魅力を高めていく。自転車駐車場として使用している市有地については、現在の機能を確保しながらも、産業・文化振興、広場機能など様々な活用方法を勘案し、補助幹線道路の完成後の土地利用・高度利用等のあり方について検討を進める。

3武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺は、「うるおい・ふれあい・にぎわい」をまちづくりのコンセプトに、市民と協力しながら南北一体のまちづくりに取り組んできた。平成27(2015)年度には北口駅前広場が完成

するとともに、南口駅前広場の改修により、駅前の都市基盤整備について一定の完了を迎えた。引き続き、武蔵境駅北口の区画道路や天文台通り等、駅周辺の未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。

都市基盤の整備に合わせて、武蔵境ピクニックや境南盆踊り、さかいマルシェ等、市民・市民活動団体・事業者等によるまちの賑わいづくりが進められてきた。これらの自主的・主体的な活動への支援を継続しつつ、駅周辺エリアの魅力を上昇・発展させるための取り組みについて検討する。

行・財政



拡大し高度化する公共課題に対して限られた経営資源を最大限有効に活用し、市民に信頼される市政運営を推進するために必要な体制や仕組みの整備を主たる目的とする。

基本施策 1

市民参加と連携・協働の推進

1自治基本条例に基づく市政運営

これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史・原則を、将来にわたり継続・発展させていくため、自治基本条例(仮称)において市政運営の基本的ルールを定め、情報共有・パブリックコメント手続きなど、市民参加に関する手続きを制度化・体系化するとともに、市民参加・市民自治の考え方を広く周知していく。また、住民投票制度や行政評価制度など条例制定に伴い必要となる個別課題の検討を進める。

行政評価制度の検討においては、目的を歳出削減に限定せず、説明責任や成果・効率の向上など、行政活動の質をより高めることを主眼に置く。また、施策・事業の評価・検証や目標設定等にあたり、国連サミットで採択された国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の視点を取り入れることについて検討する。

2市民参加の充実と情報共有の推進

各施策の計画・実施から評価の段階まで、市政への市民参加の拡充に向けて、若者世代をはじめとするサイレントマジョリティ層の参加促進や市民どうしの討議の場づくりなど、市民参加のあり方を検討し、より多様な参加の機会を

整備する。特にまちの将来の担い手として期待される若者世代に対しては、市への愛着を高める効果も重視し、横断的な施策展開を検討する。また、地域における人材の拡充・活用策として、市民人材のスキルや知見を市の業務や地域活動に活かしていく手法を検討する。

市民の市政参加を促すためには、市政の透明性向上と情報共有が必要となる。市報やホームページなど既存の手法も含め、多様な手段による情報提供を充実させていく。職員の広報スキルを高めるとともに、市政の基礎データを市民が広く分析・活用できるようオープンデータとして公開する。また、スマートフォンやSNSの市民生活への浸透を踏まえ、それらの新しいメディアを活用して市民が手軽にまちの情報を市に伝える手法等、市民との新たな連携・協働の手法を実践していく。

民主政治の健全な発展には選挙での積極的な投票参加が欠かせない。情報提供の改善や投票所のバリアフリー化など、有権者が投票しやすい環境づくりを進めるとともに、模擬投票や出前講座等を通して若年層への教育・啓発活動を充実させていく。

3様々な主体との連携・協働の推進

公共課題の多様化と量的拡大に対応するため、様々な主体との連携・協働がますます重要になっている。市民・市民

団体の主体性を活かした連携・協働をさらに充実させ、人材確保や情報発信等の支援を行っていく。また、財政援助出資団体や民間企業・大学等の強みを活かした連携を推進する。

市民の生活圏は居住地の行政区域内にとどまるものではなく、市民ニーズや行政サービスの効率性・安定性の観点から広域的な連携を進展させる必要がある。災害時対応、観光・産業振興、外国人支援等、近隣自治体や友好都市との連携を推進する。



市民と市長のふれあいトーク

基本施策 2

効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション

1総合的な市政情報提供の推進

市民のライフスタイルが多様化する中、市民の求める多様な市政情報を整理し、求める層に的確に提供する必要がある。ICT環境の変化や多言語対応の必要性等を踏まえ、災害時等にも備えて、市報・ホームページ・FM放送・SNS等の様々な手段により市政情報をさらにわかりやすくタイミングよく届ける仕組みを整えていく。

予算や財政状況は市政運営の根幹をなすものであるため、市報やホームページを通じて、適切な時期に、市民にわかりやすい表現を用いて、その内容を公表する。

2広聴の充実と

広報・広聴の連携の推進

多様なニーズを把握し市政に反映させていくため、市民意識調査や各種アンケートの他、市民と市長との対話の機会や課題に応じた意見交換会等の充実を図るとともに、広報・広聴の連携により相乗的な効果を生み出していく。昭和39(1964)年度から続けてきた市政アンケートは、回収率が低下している。多くの市民要望を把握するため、より適切かつ効果的な手法を検討する。また、ICT環境の変化を踏まえた新たな広聴手段の活用について研究する。

3武蔵野市らしさの追求と

シティプロモーションの推進

市と市民、そして来街者の社会経済活動の活性化を通じた持続可能な発展の根幹を支えるのは、武蔵野市としての魅力と市民のシビックプライド(市へ

の愛着)である。今まで住民と来街者により評価されてきた本市の個性と魅力をさらに磨き上げ、より能動的にシビックプライドの醸成に取り組んでいく。そのため、市民に長く住み続けてもらうとともに、本市に対する認知を高めて来街者を増やし、将来の市民につながる転入希望者を増やしていけるよう、シティプロモーションを推進する。市の魅力の向上という視点を踏まえた新たなブランディングについて議論し、従来型のメディアだけでなく様々な手段を通じて、市の強みや魅力、政策効果などを戦略的・効果的に発信していく。

基本施策 3

公共施設等の再構築と市有地の有効活用

1公共施設等総合管理計画の推進

本計画期間中に更新時期(原則築後60年)を迎える公共施設(複数の小中学校や桜堤調理場、武蔵野公会堂など)や、都市基盤施設(上下水道や道路など)の老朽化に伴い、維持・更新に多大な費用が必要となってくる。個々の施設の維持・更新にあたっては、財政見通しや将来人口推計等を踏まえた長期的な視点から、計画的な予防保全により長寿命化を図る。あわせて、市民満足度の向上や時代のニーズを踏まえ、安全性や利便性の高い公共施設等に再整備することで、公共施設等の総量や整備水準の適正化を進める。

公共施設等総合管理計画の適正管理・推進においては、市民等と課題を共有し合意形成を図りながら、運営主体等も含めた総合的かつ分野横断的な検討によって進め、財政負担の軽減・平準化を図っていく。

2市有地の有効活用

一定年数活用されていない市有地は、利活用方針を見直し、将来的に有効活用

する可能性がある土地については、それまでの間、仮設のパブリックスペースとしての利用や民間事業者との連携による活用、一時貸付等により、まちの魅力向上や市民サービスの拡充に役立てていく。将来にわたり活用が見込めない土地については、適切な時期に売却を進め、歳入確保につなげていく。

イースト吉祥寺エリア暫定駐輪場と吉祥寺東町一丁目の市有地については、市民や関係団体とともに検討を継続し、その結果を踏まえて具体的な活用を進める。

基本施策 **4**

社会の変化に対応していく
行財政運営

1 経営資源を最大限活用するための
仕組みの構築

市職員の人的資源や財源等、活用できる経営資源に限りがある中、既存の施策の戦略的な見直しと転換によって、より重要なニーズには積極的に対応し、高い効果を発揮していく必要がある。歳出面では、経常的な事業の経費を抑制し、より重要な施策への予算配分に積極的に取り組む。分野を超えた全体的な視点から既存の事業・施策の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めた見直しを効果的に進めるための新たな仕組みの構築を検討する。

2 健全な財政運営を維持するための
体制強化

歳入確保に向けて、市税等徴収率のさらなる向上、債権管理条例(仮称)の制定、基金と市債の活用、市有財産の有効活用、広告料収入の拡大、ふるさと納税制度の活用など様々な取り組みを行う。また、市税と国民健康保険税の収納・徴収体制を統合することで、窓口の一元化による市民サービスの向上及び事務の効率化と、徴収率の向上を図る。

歳出面では、事務事業及び補助金等の見直しの実施、政策再編による事業の組み替えや廃止を行い、経常的な事業経費の節減に取り組みながら、より重要な施策への予算配分に積極的に取り組む。また、今後予定される学校施設の建て替え等、大規模な工事に向けて適切な発注方法の研究を行うなど、入札・

契約制度改革を推進する。

3 ICT活用による業務生産性と
市民サービスの向上

行政ニーズが多様化する中、職員のワーク・ライフ・マネジメントを支援しつつ、質の高いサービスを提供するため、RPAの導入やペーパーレス会議環境の整備、AI導入可能性の検討等、ICTを活用した業務効率化を推進する。また、行政文書の電子化を進め、管理・保存等の効率化を図るとともに、より適切な文書管理を実施するために、電子決裁の導入も含めた検討を行う。あわせて、市役所内で情報を共有し、業務知識や経験を活用・継承していく仕組み(ナレッジマネジメント)の構築を進める。

第六次総合情報化基本計画に基づき、官民データの活用やオンライン申請の促進等、ICTを利用した市民サービスの拡大を図るとともに、自治体クラウドの導入について他市の状況を注視しながら調査・研究を行う。

4 リスク管理能力・危機対応力の強化

市政運営上のリスクは、自然災害やサイバー攻撃等に加え、新たに生じるもの等、多岐にわたる。リスクの早期発見と発生防止のため、各種点検等を引き続き実施するとともに、その内容や方法について適宜見直し、リスク管理の一層の強化を図る。また、内部統制制度の充実・強化に取り組んでいく。

情報セキュリティに関する事件・事故発生時の統一的な窓口を整備し、安全なICT環境を実現していく。

災害時の執行体制や対応手順等を定めた業務継続計画(BCP)や各業務のマニュアル等を継続的に点検し、見直しを行うほか、BCPに基づいた訓練を行う。また、本市職員のみでは対応できない事態も想定し、受援計画の策定を検討する。

5 行政サービスにおける
適正な受益と負担

行政サービスにおける受益と負担の公平性を維持するため、社会状況の変化を捉えながら、定期的な手数料・使用料の見直しを行う。また、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金の段階的解消・削減が求められている国民健康保険の財政健全化を計画的に実行するため、国民健康保険財政健全化計画(仮称)を策定する。策定にあたって

は、被保険者世帯への影響を考慮し、市独自の多子世帯の負担軽減策の実施等について検討する。

一部の公共施設では、市民以外の利用の増加により市民がサービスを受けにくい状況が発生しているため、サービス提供のあり方を検討していく。

6 財政援助出資団体の
経営改革等の支援

本市の財政援助出資団体は、福祉・子育て・文化・スポーツなど様々な分野の公共サービスを担い、質の高いサービス提供等に成果を挙げている。民間企業で担うことが困難なサービスの提供等、これまでの成果を評価しつつ、市からの委託業務及び委託費が増加し、その重要性がより高まっている。このことを踏まえ、さらなるサービス水準の向上や効果的・効率的な団体運営のため、経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を行い、各団体の状況に応じた形での自立化を促進する。(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合を支援していくとともに、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の将来的な統合に向けた準備と連携について支援していく。

本市の公の施設の多くは財政援助出資団体が指定管理者として管理運営を行っている。今後の各施設の再整備方針の方向性を踏まえ、指定管理者の公募導入についての検討等、指定管理者制度の効果的な運用を多角的に検討していく。

7 新たなニーズに応える
組織のあり方の検討

新たな公共課題や変化し多様化する市民ニーズに的確に対応するため、業務効率化や人事制度の見直し等と合わせて、横断的な連携と柔軟で的確な対応ができる組織体制・事務分掌を整えていく。職員定数については、職員定数適正化計画に基づき、各課の業務に応じた偏りの是正や増減の調整等、適正な管理を行う。

基本施策 **5**

多様な人材の確保・育成と
組織の活性化

1 課題に的確に対応できる

人材の確保と育成の強化
高度化・複雑化する課題への適切な

対応には、職員の見識を広めながら専門性を強化していく必要がある。一般技術職(土木・建築等)や専門職(保健師等)は、現場で技術を深める機会の減少等によって専門性の向上が難しくなっているため、職員採用や担うべき業務のあり方を検討しながら、体系的な人材育成の仕組みを整えていく。

一般事務職については、特定分野に配置しているエキスパート(長期的専任職)の専任分野の拡大や、主体的なキャリア形成に資するための適性と本人の希望を踏まえた職場配置を検討する。

また、非常勤職員制度の柔軟な活用等により、外部有識者や市民有識者のスキルや知見を政策形成等に積極的に役立てていくことを検討する。

武蔵野市の現状を外部の視点から適切に評価できるようになるとともに、先進的な政策を立案する能力を高めるため、国内外の自治体、民間企業及び調査研究機関等への派遣研修や、効果的な自己啓発への支援を充実させる。

また、有為で多様な人材の確保を継続できるよう障害者任用も含めた職員採用の方法を工夫するとともに、職務・職責に即した人事・給与制度の適正化を進める。

2 組織活性化に向けた

ダイバーシティ推進と
ワーク・ライフ・マネジメント支援

介護や育児等の様々な事情を持つ職員をはじめ、全ての職員が仕事と生活を両立させ、高い意欲を保ちながら能力を十分に発揮し続けられるよう、多様性を認め合い活かしていくダイバーシティの取り組みを推進し、職員のワーク・ライフ・マネジメントの実践を支援する。時差勤務やテレワーク等の柔軟な働き方を推進するとともに、長時間労働の恒常化を是正するため、仕事の進め方や適正な業務量の見直し、ICT活用等による生産性向上と合わせて、残業時間の上限設定等の取り組みを強化していく。

これらの取り組みを土台として、多様性を活かした活力ある組織作りを進めていくため、職場内に限らず業務や部署を越えた横断的なコミュニケーションの活性化を進める。また、管理職や係長職を中心に一層の組織マネジメント力の向上に取り組む。

第六期長期計画策定委員会

策定委員会は、市内在住の学識経験者や民間の有識者、公募市民(長期計画市民会議より選出)、副市長で構成されており、市のさまざまな計画、ワークショップや市民会議の報告書、市議会からの意見聴取、そのほか市民との意見交換などを踏まえ、広い視野で計画案を策定し、市長に答申します。市長は、策定委員会からの答申を尊重し、議会の議決を経たうえで、長期計画を策定します。委員名簿は、右表のとおりです。

◎委員長 ○副委員長

氏名	所属	氏名	所属
◎小林真理	東京大学大学院教授	栗原毅	長期計画市民会議選出
○渡邊大輔	成蹊大学准教授	中村郁博	民間有識者(金融機関)
大上由紀子	長期計画市民会議選出	松田美佐	中央大学教授
岡部徹	東京大学教授	保井美樹	法政大学教授
久留善武	シルバーサービス振興 会事務局長	笹井肇	副市長
		恩田秀樹	副市長

(敬称略)

討議要綱公表以降の策定経緯

- ◇第8回(2月6日)
 - 市議会各会派等との意見交換
- ◇第9回(3月12日)
 - 教育委員・長期計画市民会議委員との意見交換
- ◇第10回(4月5日)
 - 討議要綱に対する意見の統括
- ◇第11回(4月23日)
 - 市長との意見交換
- ◇第12回(4月26日)
 - 討議要綱に関する市民意見などの振り返り
 - 計画案(素案)の検討
- ◇第13回(5月28日)
 - 計画案の検討

策定委員会の資料や今後の日程については、市ホームページに掲載しています。

